

第 6 回市町村建設計画策定委員会会議録

日 時 平成16年 4 月 30 日（金）

午後 2 時 00 分から

場 所 富山国際会議場多目的会議室

【会議概要】

○委員長あいさつ

○議 案

- 1 前回策定委員会での意見の対応等について
- 2 新市建設計画 第 5 章第 3 節 富山県事業の推進について
- 3 〃 第 6 章 公共的施設の統合整備について
- 4 〃 第 7 章 財政計画について
- 5 新市建設計画の全般について

【出席委員】

氏 名	役 職 名	備 考
森 雅 志	富 山 市 長	第 1 号委員
中 斉 忠 雄	大 沢 野 町 長	〃
清 水 忠 夫	大 山 町 長	〃
吉 村 栄 二	八 尾 町 長	〃
山 崎 吉 一	山 田 村 長	〃
野 尻 昭 一	細 入 村 長	〃
島 田 祐 三	富 山 市 議 会 議 長	第 3 号委員
石 坂 孝 夫	大 沢 野 町 議 会 議 長	〃
畔 田 武 雄	大 山 町 議 会 議 長	〃
本 多 哲 三	八 尾 町 議 会 議 長	〃
柞 山 数 男	婦 中 町 議 会 議 長	〃
村 上 伸 治	山 田 村 議 会 議 長	〃
堀 勇 一	細 入 村 議 会 議 長	〃
宮 口 侗 旭 とし みち	早稲田大学教授・富山県都市計画区域 マスタープラン検討委員会委員長	第 6 号委員 (学識経験者・共通委員)
高 澤 規 子	富山県商工会議所女性会連合会会長	〃
林 不 二 男	社団法人日本青年会議所常任理事	〃

欠席委員：1 名

【傍 聴】

報道関係者 7 社 一般 6 人

第6回市町村建設計画策定委員会

事務局

第6回富山地域合併協議会市町村建設計画策定委員会を開催させていただきます。本日予定しております協議事項につきましては、お手元の委員会次第のとおりとなっております。なお、会議の議長は規定によりまして、委員長にあたっていただくことになっておりますので、宮口委員長、よろしくお願い致します。

宮口委員長

委員長の宮口でございます。皆さん、本日は、お集まりいただきまして、有難うございます。市町村建設計画策定委員会もだんだん大詰めを迎えておりまして、本日は、かなり最終に近い議案が提示されようとしています。委員各位におかれましては、熟読吟味の上、活発なご意見をお願い致します。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、議事1 前回策定委員会の意見の対応等について、資料1に取りまとめてありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元に配布してあります資料1についてご説明致します。前回、第5回の策定委員会において新市の主要事業等についてご協議いただきました時に、委員各位からご意見・ご要望等をいただいておりますので、その対応についてご説明致します。

まず48頁、総合的なサービスの連携と充実の主要事業中、「障害者更生施設整備事業」を「障害者支援施設整備事業」に改めております。

続きまして49頁になりますが、少子化対策関連で、子どもが増えるようなソフト的な施策が考えられないかというご意見に対する対応でございます。少子化時代における対応は、「①少子化への対応」の施策で対応しておりますが、このことにつきましては、総合的な施策が必要だと思っております。なお、交流の促進という視点での対応でございますが、それは67頁の③、資料2の67頁になりますが、市民主体の交流の推進の文章末尾に「特に、男女が出会う機会の創出をサークル活動等の促進により実現できるよう努めます。」の文章を追加しております。

また、施設整備に関する事業が1行目に記載されることが多いことに配慮できないかというご意見につきましては、各主要事業は施策順に掲載しておりますのでご理解を願いたいと思います。なお主要事業の「保育所建設事業」はソフト的なことも含めた表現として「保育サービス・施設充実事業」に修正しているところでございます。

続きまして52頁になります。機能的な都市基盤の充実の主要事業中、「富山外港事業化方策調査事業」は、事業名を「富山外港事業化推進事業」に修正しております。

続きまして61頁をお願いします。「6次産業」という言葉の内容が把握できないのではないかというご意見の対応として、環境共生型産業の活性化の主要事業中、「6次産業化等推進事業」を「農林業複合化・多角化推進事業」に修正しております。また、用語解説につきましましては、この「6次産業」という意味を追加して対応しております。

続きまして、資料1の2頁をお願いします。

「食文化」について、食育や食文化の運動等を事業に関連できないかのご意見の対応といたしましては、環境共生型産業の活性化①農林業の施策の本文中、「～6次産業化を推進し、地域経済を～」という文章を「～6次産業化を推進するとともに、食のイベント等を通じて地域の食材を活かした食文化の継承と新たな食文化の創造を促進し、地域経済を～」に修正しております。また、主要事業に「地産地消推進事業」と「特産物育成対策事業」を追加しております。

次に、食育に関する対応と致しまして、50頁の生活衛生の主要施策の本文中、「～検査体制の充実を図ります。」という文章を「～検査体制の充実を図るとともに、食生活に関する様々な知識を普及するため、食育を推進します。」に修正しております。

続きまして63頁です。多様な観光資源の連携と再構築の主要事業について、施設整備よりも、ツーリズム推進体制の仕組みづくりの事業を優先した方がよいのではないかというご意見でございますが、この対応と致しましては、主要事業では、ソフト事業としてのツーリズムに関する事業も掲げているところでございます。

それから64頁、合併によって多様な自然を含め様々な空間が増えることになり、この空間を教育に活かすことができないかのご意見がございました。この対応と致しましては、学校教育環境の充実の主要事業に「短期山村留学支援検討事業」と「野外教育活動センター事業」を追加しております。

続きまして65頁です。地域に開かれた教育と文化の振興の主要事業中、「総合的学校開放推進事業」を分かりやすく「学校開放推進事業」に修正しております。

前回の各委員のご意見に対する対応は以上でございます。なお、事務局での内容確認作業によりまして、文章表現等について全体的にわかりやすくするため、文言の修正や整理等を致しておりますので、ご説明いたします。

まず、48頁です。④要援護者等福祉サービスの充実の本文中、「母子・父子家庭」を「ひとり親家庭」に修正しております。

次に、50頁です。主要施策③の地域医療体制の充実の施策記述と主要事業の名称を合わせるため、主要事業の「新救急医療センター事業」を「地域医療施策整備事業」に修正しております。

52頁、機能的な都市基盤の充実の主要事業中、「道路ネットワーク調査検討事業」は、関連事業に包括致しましたので、この事業名につきましては削除させていただいております。

それから53頁、ITを活用した地域の魅力の充実の主要事業中、「行政事務効率化事業」は主要施策の記述内容であり、また、他の事業にも包括されておりますので削除させていただいております。

55頁です。人にやさしく快適で安全なまちづくりの推進の主要施策の⑦災害に強いまちづくりの推進の本文に砂防事業に関する記述を加えるため、この本文中6行目以降を「さらに、災害から市民の生活を守るため、河川・水路の整備、急傾斜地・地すべり・土石流対策を推進するとともに、砂防事業を国・県に働きかけるなど災害の未然防止に努めます。」に改めております。

また、主要施策の推進のため、主要事業に「地域土地利用計画策定事業」、「自主防犯組織育成事業」を新たに追加致しました。なお、「新総合交通体系調査・検討事業」は他の主要事業に包括してございましたので、これも削除させていただいております。

続きまして57頁、共生を実感できる環境活動の推進の主要事業に「自然公園整備事業」を追加しております。58頁、循環型社会の構築の主要事業に「ごみ分別回収推進事業」を追加しております。

62頁です。多様な観光資源の連携と再構築の主要施策の③広域観光の推進の本文3行目の文中、「標識・案内板等の整備」の前に「景観に配慮した」の文言を追加しております。

64頁、学校教育環境の充実の主要事業中、「小学校新設事業」を「統合校新設事業」に改めております。

67頁です。様々な交流機会の創出の③市民主体の交流の推進の本文1行目「祭りやイベント」の前に「地域の特色を活かした」の文言を追加しております。

それから66頁と68頁に関連致しますが、生涯学習施設と市立公民館等の施設の分類を分かりやすいように見直しています。66頁の主要事業の「生涯学習拠点施設等整備事業」に包括されていた市立公民館を区分するため、「等」を削除致しまして、「市立公民館整備事業」を追加しております。

68頁の主要事業に「市立公民館整備事業（再掲）」並びに「小規模コミュニティ施設整備事業」を追加しております

それから、47頁から67頁、5項目にわたって、主要事業のうち「〇〇の体制整備」と表現をしている事業名につきましては事業名をこのように修正をしているところです。

これらの他に、今回は主要事業の欄に主要事業に係る概算事業費を記載しておりますが、主要事業の事業費総額を明示するため、69頁、第5章第2節の末尾に、主要事業費総額の内訳表を新たに追加しております。

また、資料2でございますが、2頁の第1章序論第1節合併の必要性及び16頁の第2章新市の概況第3節新市を取巻く社会潮流の本文中、国の三位一体の改革に関する記述がございますが、これを最近の状況により修正しております。

その他、用語解説が必要なものにつきまして、新たにいくつかのものを追加しております。

なお、お手元に配布しております、資料2新市建設計画（素案）は、ただいまの対応のとおり修正したもので配布しております。

宮口委員長

ありがとうございました。これは、委員各位には事前に配られていたのですね。

事務局

はい。

宮口委員長

委員各位からご指摘をいただきましたことに対しまして、事務局ではそれをできるだけ活かすような形で本文あるいは項目を修正されました。それから表現等々分かりにくかったものを分かりやすくするというような形で整理し直されました。それから、三位一体の改革、これも時間とともに国の施策がどこまで進んでいるかというようなことも変わってきておりますので、そのあたりについて修正されたということです。

いかがでしょうか。この修正に対しまして何かご意見・ご異議はございますか。細かい

ことを言えばきりがありませんが、事務局としては対応されたのではないかと思います。
この対応につきましては、これでご了承いただけますか。

各委員

はい。

宮口委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、議事 2 第 5 章第 3 節富山県事業の推進について、及び議事 3 第 6 章公共的施設の統合整備について一括して議題とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは最初に、資料 2 新市建設計画（素案）の 70 頁です。第 5 章第 3 節富山県事業の推進についてご説明致します。ここでは新市建設計画の策定方針に基づき、新市建設の根幹となるべき県事業について記載をするものです。本節は富山県が行う、本地域での方針や事業について掲載する形式となっております、県と協議し、作成するものです。

現在、県の担当課と協議をしております、このあと新市建設計画全体と合わせて、事前協議を予定しております。基本的には県民計画である富山県民新世紀計画を踏まえて、この富山地域の住民にとって生活に最も関連のある 7 項目に分類し記載をしております。それでは本文の概要を読み上げるような形で説明をさせていただきます。

まず、1 新市における富山県事業との連携、ここでは新市と富山県とのかかわりの考え方を記載しております。本文になりますが、新市が将来にわたり、魅力ある都市機能が集まる北陸の中核都市として発展していくため、富山県と緊密な連携を図り、富山県が主体となっていく様々な事業の推進を要望していきます。

また新市として、富山県市町村合併特例交付金等の財政支援措置を活用して、魅力ある地域づくりを推進します。新市における富山県事業の主なものは次のとおりです。

1 番、健康・福祉の充実。高齢者や障害者、子どもを含めたすべての市民が生涯を通じて安心した生活をおくれるよう、また、誰もが健康の増進に努め、いきいきと暮らせる社会を実現するため、サンシップとやまを中核とした福祉マンパワーの養成・確保を行うとともに、県総合運動公園の有効利用、国際健康プラザを核とする健康増進施設等のネットワーク化、県立中央病院等の充実などにより、市民の健康づくりを推進する、としております。

2 番目です。生活環境の整備。様々な都市活動を支える基盤づくりとして、北陸新幹線の建設促進、富山駅付近連続立体交差事業、富山空港・港湾・都市公園の整備、公共交通の活性化施策などを進める。また、快適な生活環境を確保し、河川、用水等の水質保全を図るため、神通川左岸流域下水道をはじめとする各下水道事業の推進を図るとしてあります。

3 番目に、道路交通網の整備です。全県ネットワーク社会の実現をめざし、高規格幹線道路や直轄道路をはじめ、都市の環状道路や市町村間を結ぶ道路、街路などの整備に重点的に取り組むとともに、合併後の地域の一本化を促進するため、引き続き計画的な道路整

備を進める。また、今後とも、継続事業中の箇所の重点整備を行い、早期完成をめざす。さらに、地域内の生活道路については、歩行者や自転車の交通安全対策、防災対策などの観点からも、引き続き整備促進に努めるとしています。

4番、防災対策の推進。災害に強い基盤づくり、防災対策の強化を推進するため、神通川、常願寺川をはじめとする河川の整備、砂防、地すべり防止、雪崩対策などの各事業について防災基盤整備を行うとともに、防災体制の強化を図るとしています。

5番、豊かな自然環境の保全と創造。多様化する環境問題に対処していくため、県民、企業、行政が協力し、社会経済システムのあり方や生活様式を見直し、省エネルギーやリサイクルの推進などにより、循環型社会の構築をより一層進める。また、中部山岳国立公園や富山湾に代表される豊かな自然環境を将来の世代に継承していくため、自然保護思想の普及、啓発を図るとともに、遊歩道整備、公園施設のバリアフリー化の促進、ナチュラリストの養成など自然とのふれあいの創出に努めるとしています。

6番、農林漁業の振興。特産物や都市近郊野菜の産地化など生産性の高い農業の振興や一般農道整備事業、中山間地総合農地防災事業、公害防除特別土地改良、農地防災対策事業などの農業生産基盤の整備とともに林業構造改善事業や森林基幹林道開設事業などの林業振興、また、栽培漁業の推進、漁港整備などによる漁業の振興を図るとしています。ここでは多くの事業を載せておりますが、県との調整の段階で、県の支援対象事業とされたものと一般的な事業とを合わせて掲載しています。

7番、教育・文化の振興。豊かな人間性を育み個性と創造力のある地域社会を形成して行くための一環として、小中高教育の連携強化、高等学校の再編など少子化時代に対応した教育システムの整備を進める。また、ガラスの里構想の推進、各種文化施設の有効活用、恐竜足跡化石の保全と活用、伝統文化の伝承と地域振興への活用を図るとしています。以上でございます。

宮口委員長

ありがとうございました。この第3節は富山県が新市に対してどういう事業を予定しているかということの紹介、あるいはそれを実現していくために主として取り組みたいということを表示するところだと思います。

富山県の各部局とのやりとりで作られておりますので、表現の仕方、あるいはどういうイメージで書いてあるかということに多少のバラツキがありますが止むを得ないではないかと思います。

何かご質問・ご意見はございますか。

70頁の3、道路交通網の整備の1行目に直轄道路という言葉がありますが、これはどこの直轄ですか。

事務局

これは一般国道のうち、国土交通省が事業主体となって、直接建設等を行う国道でございます。

宮口委員長

これは単に直轄道路といえば誤解なく通るように使われているのですか。

「国の」は要るのか要らないのか。「国の」を入れても悪くないのではないですか。
今日の会議として、「国の直轄道路」ということに修正させていただきます。

森委員

市の直轄ということもあるでしょうから。

宮口委員長

いかがでしょうか、よろしければご承認いただければと思います。

林委員

70頁の新市における富山県との連携の1行目ですが、30頁に環日本海都市の中核都市としてとなっておりますので、この北陸のというのは、環日本海の方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

宮口委員長

ご指摘の主旨はよくわかりますが、ここは、具体的な県の事業を記載する部分ですから北陸でいいような気もしますが、いかがでしょうか。

それではそのように処理させていただきます。

富山県とのやりとりで細かな修正はあるかもしれませんが、この部分についてはご了承くださいと思います。

続きまして、第6章についてお願いします。

事務局

続きまして同じく資料2第6章公共的施設の統合整備についてです。72頁をご覧ください。公共的施設につきましては、基本的な考えと致しまして、現行のものを引き継ぎ、その統合整備を行うにあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性に十分に配慮致しますとともに、地域の一体性の確保、それから地域の特性やバランス、新市の財政状況等を考慮しながら、効率的、計画的に進めていくこととしております。

新たに施設を作る場合におきましても、新市の財政状況や新しい時代にふさわしい市民サービスのあり方を検討致しますとともに、既存の施設の有効活用、あるいは相互利用・多目的利用なども含めて考慮し、事業の効果・必要性を十分に検討して整備を図ることとしております。

また、新市のそれぞれの地域が持っている歴史や伝統、文化を尊重致しますとともに、地域住民と協働のまちづくりを推進するため、地域住民の身近な行政拠点として、仮称ではございますが、総合行政センターを設置し、窓口サービスの向上や地域住民のニーズの把握、あるいは地域の活性化に努めて参りたいと考えております。

さらに、きめ細かな行政サービスの提供と致しまして、市民の地域活動、生涯学習活動への支援を行うために、小学校区単位にコミュニティセンターを配置することを基本として、地域の事情等を勘案しながら整備を図って参りたいと考えております。

具体的にはこれからの議論になろうかと思いますが、ここでは、公共的施設の統合整備についての基本的な考えとさせていただきます。

宮口委員長

原則として、現行のものを引き継ぐということ、それから身近な行政拠点として総合行政センターを設置するという、それから基本的に小学校区単位にコミュニティセンターを配置したい、ということが表現されておりますが、具体的に施設をどうするかということについては、今後の具体的な協議の中でお決めいただくということで、建設計画としては、この表現にしたいという事務局案でございます。

いかがでしょうか。特にご意見はございませんか。それではご承認いただけますか。

ありがとうございます。

それでは続きまして、第7章財政計画についてを議題とさせていただきます。本文にはそれほど大量の情報は載っていないのですが、別途、財政シミュレーションが行われておりまして、その報告書が配付されております。その報告書について事務局から説明をいただいて、委員各位のご理解をいただきたいということです。それでは、説明をお願いします。

事務局

それでは、73頁の第7章財政計画を説明させていただきます。財政計画は、新市建設計画に定められた施策を実施していくための財政的な裏付けとして、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたりましては、現行制度をもとに、協議会において確認された調整方針を踏まえ、過去の実績等を考慮して、新市として健全な財政運営を行うことを基本に、スケールメリットによる経費の節減、国、県の財政支援などを反映させ、歳入、歳出の推計の内容を記しております。

74頁に平成17年度からの10年間の歳入・歳出を、年次別にあげているところでございますが、このベースとなったものが、お手元にもう1冊配布しております、新市の財政シミュレーション報告書です。この内容をご説明させていただきます。

それでは、本文2頁目、財政シミュレーションの考え方でございます。今ほど申しましたように、普通会計ベースに作成しており、報告書では平成17年度から平成31年度までの15年間で推計しております。

この推計にあたりましては、新市建設計画において想定する将来人口フレーム、近年の決算状況、そして平成15年度の見込額、さらには現行の法制度などを基本に、いろいろな前提条件を設定してシミュレーションをしております。

それで7市町村が合併を選択せずに財政運営を行う場合を想定した7市町村の歳入歳出合計を「合併しない場合」、合併を選択し財政支援や合併効果を反映した7市町村の歳入歳出合計を「合併する場合」というふうに分けて推計し、比較を行っているところです。

4頁のシミュレーションの条件の具体的な内容につきましては、最後の頁に細かく出ておりますので、その説明は省略させていただきます。

5頁でございますが、合併効果を含む財政シミュレーションを行うにあたりましては、「合併特例債」それから「交付税の合併算定替制度」といった合併支援制度を考慮する必要があります。ここでは推計に特に大きな影響を及ぼす「合併特例債」と「合併算定替制度」及び「投資的経費の考え方」について説明しております。

合併特例債は合併年度とそれに続く10年度に限り、特別の地方債を発行することができます。事業費の概ね95%を充当することができますが、その元利償還金の70%について後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございますが、ただ残額につきましては、一般財源の負担が必要になってくるということです。

そこに図示していますとおり、地方債の5%分は一般財源を必要としております。また後々の元利償還のうち30%は一般財源が必要であるというものです。

それから普通交付税の合併算定替制度ですが、合併年度とそれに続く10年度について、市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減するといった「合併算定替制度」という特例がございます。そのイメージを図示しております。

それで、投資的経費の考え方ですが、健全な財政運営を確保するためには、歳入の範囲内で歳出を賄わなければならないわけですが、まず歳入を人件費、あるいは公債費といった必ず支出しなくてはならない義務的経費に充て、そしてまた物件費・維持補修費といった経常経費に充てた上で、その後に残る額を新市建設の投資に回せる政策的経費、これを「収支調整後の投資的経費」と言っているわけですが、そういった経費として算定することとしております。

合併効果の検討課題であります、「合併特例債」は投資的経費の拡大が見込め、新市建設事業の資金源として大きな効力を発揮する反面、施設整備に伴う維持補修費や特例債償還のための公債費が膨らむということが予想されるわけです。このことが財政上の足かせとなって、長期的に見た場合、かえって住民サービスや社会資本整備が低下してしまうことも予想されるところです。

そのために、合併特例債の発行額がその後の収支に及ぼす影響を把握するために、建設特例債につきましては、4つの場合に分けて検証を行っております。

1つは建設特例債を限度額いっぱい活用した場合、それから建設特例債を半分だけ活用した場合、それから建設特例債を活用しない場合といった3つの場合と、もう1つは建設特例債を限度額いっぱい活用しつつ、その半分相当を通常の普通建設事業費を圧縮した場合という4つのパターンで検証しております。

続いて7ページですが、この活用割合による財政シミュレーションの検証の結果、8ページの中ほどに表がありますが、平成17年度から平成26年度までの10年間で合併しない場合では2,831億円の投資が、合併する場合は、先ほどいいました4つのパターン、満額発行で3,493億円、合併特例債50%で3,212億円、それから活用しない場合で2,930億円、それから1/2を通常の普通建設事業費に振り替えることで普通建設事業費が圧縮するということでやりますと3,372億円の投資が可能となると推計しております。

しかしながら合併特例債の発行には、先ほども言いましたように、起債時の5%相当と、償還時の交付税措置のない30%相当の一般財源が必要になりますので、8ページ右下にグラフがございますが、15年間では満額活用の場合では約134億円の一般財源が必要になります。それから50%活用ですと約73億円の一般財源が、活用しない場合でも11億円の一般財源が必要になるということでございます。

9ページの右上にグラフがございますが、先ほどは15年間のものですが、これを単年度で比較しますと、平成17年度ではさほどの開きはないわけですが、平成31年度で見ますと、一般財源所要額は、満額活用と活用しない場合では、12億5,000万ほどの差が出てくることを

示しております。

こういったことから、合併特例債の活用割合によっては後年度の財政負担が懸念され、そこで将来における地方債残高及び歳出総額に占める公債費の割合を予測したものが下のグラフでありまして、このグラフからも分かると思いますが、合併特例債を多く活用した方が、後年度の負担が高まっている、財政の硬直化が進むということが見えているところ です。

しかし一方で、この合併特例債は前にも申しましたように、元利償還金の70%について普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債でございます。そこで普通交付税 による措置額を考慮した起債制限比率を予測したものが10頁のグラフでございます。起債 制限比率は満額活用のケースと活用しないケースとでは、1.1ポイント、1%程度の相違に とどまっています。また、この率が14%を超えますと公債費負担適正化計画というものを 自主的に作成しなければならないことに、さらに、20%を超えますと地方債の発行が一部 許可されなくなりますが、推計ではいずれのケースでも14%を超えることはないと予測し ているところです。

11頁、第3章です。新市建設計画における建設特例債の活用割合についてですが、基本 的な考え方と致しまして、新市の財政計画を策定にするにあたっては、早期に一体性のあ るまちづくりを進めなければならないといったことから、通常の起債よりも有利なこの建 設特例債を活用しつつも、後年度の償還に係る財政負担も考慮して健全財政に留意しつつ、 その活用割合を検討する必要があります。

これまでの合併の先行都市を見ておきますと、合併特例債、とくに投資部分の建設特例 債については、無条件で限度いっぱいには許可されているものではありません。要件と致し ましては、一体性の速やかな確立、あるいは均衡ある発展に資するため、そしてまた建設 を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業がこの特例債の対象事 業であることに留意しなければなりません。

さらに建設特例債事業の1/2に相当する通常の普通建設事業費を圧縮した方が、単年度収 支が最もよいということも把握できたということです。

それで、活用割合につきましては、新市の一体性の速やかな確立や均衡ある発展のため に計画された新市建設計画の主要事業において10年間の投資的経費が3,027億円である とのこと、またこれ以外に発生すると思われるその他の投資的経費を10年間で主要事業の 1割程度を見込んでおり、また、建設特例債は、交付税措置の割合が高い有利な地方債で あり、その活用は有効なわけですが、後年度の財政負担を考慮して、健全財政を維持する ためにも抑えるべきだということから、総合的に判断しまして、建設特例債を85%活用し つつその50%分を振り替えることとしております。その振り替えというところが、なかな かイメージがわからないのではないかと思います。別に1枚、合併特例債の活用と振替の イメージという図を準備してまいりました。

これは、単年度でイメージしておりますが、85%活用のもので、合併特例債、建設特例 債部分ですが、活用しない場合は普通建設事業費は326億円が見込まれています。これに合 併特例債事業を上乗せするわけですが、それが単年度ですと概ね53億円、85%活用で53億 円の事業費になります。それで1/2を振替えるという主旨は、53億円の半分、26億円分の普 通建設事業を圧縮するというイメージです。ですから、合併特例債の53億円はそのまま使 えますが、326億円の普通建設を300億円に圧縮します。1/2分を圧縮しますということで推

計しているものが振替活用というものの主旨でございます。

そうしますと、投資的経費の額は平成17年度から平成26年度までの10年間で、3,306億円と推計しているところでございます。なお、15年間ですと4,767億円と推計しております。

13頁でございますが、第4章では、この85%活用50%振替をした場合の財政シミュレーションから見た合併後の姿、財政の姿を分析しております。全体の結果と致しましては、この中では、合併しない場合と合併する場合を比較しながら、また合併前の富山市の平成14年度の決算、それから40万から45万人規模の中核市8市の平均と比較しております。それらが13、14、15頁に載っています。

16頁をお願いします。その中では、財政収支がどうなるかというところをグラフ化しております。財政収支は当分の間マイナスが続くと予想しておりますが、それが改善していく傾向を示し、平成30年度以降、プラスが見込まれるというものでございます。なお、このグラフは投資を調整する前の状況でありまして、後で示す投資額を調整しますと、この収支は最終的にはゼロになるわけでございます。

それから財政力指数でございますが、ほぼ0.7程度で大きな変化はないというふうに予想しております。それから経常収支比率につきましては、合併当初は一時的に82~83%程度になりますが、その後は人件費削減効果等により低下してまいりまして、改善傾向を示すと予想しているところです。

17頁ですが、公債費比率は、合併特例債の償還が本格化する平成21年度以降は一時的に上昇しますが、平成24年度を境に減少していき、平成28年度以降は類似都市の平均以下になるとしております。

それから地方債残高は、合併特例債の発行により類似都市の平均を当然上回るわけですが、徐々に減少し、平成31年度には類似都市の平均程度になるとみております。

シミュレーションの中では、基金については取崩しを一切想定しておりません。平成16年度末の基金残高見込は約158億円ですが、それを維持するとともに、平成17年度には合併特例債の一つである合併基金40億円を積立てて、全体で198億円の基金残高を維持しての財政運営を想定しているところでございます。

18頁以降は、個別事項について分析しているところですが、地方税につきましては、合併協議会で提案された合併後の増減見込みを加えて推計しております。したがって合併しない場合よりも合併する場合の棒グラフの方が下になっているところです。個々につきましては省略させていただきますが、19頁ですが、地方交付税につきましては、基準財政需要額は、三位一体の改革などにより抑制基調にあるわけですが、今後の動向が不透明であることから、平成16年度の三位一体の改革内容のみを反映させてあります。

少し専門的な話になりますが、臨時財政対策債というものがありますが、それは普通交付税の一部を赤字補てん債として振り替えているものですから、それも今後の動向が不透明であるということで、普通交付税として措置されるものとして推計しております。

グラフで見ていただければ分かるように、算定替の他に、合併特例債の元利償還に対する交付税措置により、合併しない場合よりも多く交付税が入ることがグラフ化されているところです。

20頁の④で地方債をあげておりますが、地方債につきましては、普通建設事業費に連動して発行する通常債に加えまして、合併特例債546億円を発行するものとして推計しております。基金特例債だけが平成17年度に発行されますので、その部分だけが飛び抜けており

ますが、通常の建設特例債は10年間均等に発行するものとして、平成26年度まで均一に伸びているところです。

続いて22頁の歳出でございますが、人件費については、新市の職員数は、類似都市8市の平均職員数と比較しますと、470人ほど新市が多くなっております。仮に、この470人程度を削減するとした場合、前年度退職者の4分の3ほどを新規採用することにより、合併後15年程度で解消できる、ということを前提条件として推計しております。10年間の中では326人、15年間で477人の削減で計算しております。

退職手当につきましては、現富山市職員分は退職者一人あたりの単価に定年退職者予定数を乗じて積算しており、6町村の職員分は退職手当組合負担金により積算しているところでございます。議員報酬につきましては、最初の4年間で定数特例48人で推計しております。その後、法定数46人で推計しているところです。

23頁の公債費につきましては、平成16年度までに発行した地方債の元利償還金に、平成17年度以降発行予定の通常債や合併特例債などの元利償還金を加えて推計しておりますが、ピークは平成24年度とみているところでございます。

これら、色々な合併効果を、「形式収支」で見ますと、25頁の中ほどのグラフですが、合併しない場合よりも合併する場合の方が形式収支はいいわけでありまして、その差を折線グラフで示しますと、平成17年度は11億円のプラスの効果が出ており、その後も35億円まで改善していくと見込んでおります。

また、「調整後の投資的経費」ですが、網掛けの部分が合併しないよりも改善効果があるということで、合併することによって、これだけの投資が上乗せしてできるということです。

後は参考の資料でございます。

27・28頁に85%活用50%振替の100万円単位の資料が載っておりますが、これらを億単位に直して、新市建設計画の74頁の10年間の財政計画として示させていただいているところです。

宮口委員長

ありがとうございます。最後に大変大きな問題が出てきているわけでございます。シミュレーションを行われまして、これだけの計算に基づいて、合併特例債の85%活用、そのうち50%は建設費を圧縮することが比較的健全さを保っているということが示されていて、その結果が74頁の表ということです。

いかがでしょうか。ご質問・ご意見はございませんか。

畔田委員

大山の畔田でございます。74頁の平成18、19年の人件費が、平成17年度からみると結構あがっていているのは、こういったことが原因になるのでしょうか。

宮口委員長

事務局、ご説明いただけますか。

事務局

退職者の関係で増えているということです。団塊の世代がちょうど退職のピークを迎えることになっているものですから、その影響が出ているものです。

宮口委員長

他にはどうでしょうか。

退職者の4分の3ずつ採用することを想定して、人件費もある時をピークとして、削減していくことができるということだったかと思います。

私が前にお付き合いした小さな合併では、2人辞めたら1人採用するという、なかなか厳しい予定を立てていらっしゃったところもございましたが、このぐらいでしたらかなり穏やかにすむのでしょうか。

どうぞ、吉村町長。

吉村委員

後から配付されましたこの1枚ものの合併特例債の活用と振替のイメージという資料でございますが、この数字はどこの数字を使ったのですか。初年度かなと思いましたが、平成17年度でもありませんし、どこの数字を使ったのでしょうか。

宮口委員長

架空のイメージなのか、それともどうなのかというご質問ですが。

事務局

平成17年度の数字を使っております。財政計画の数字と一致しないところですが、資料は調整前でございまして、形式収支の赤字部分を最終的には353億円から減らしていることで、347億円になっています。

吉村委員

色々な考え方、色々な数字が使われていますが、合併効果というものが随所に見られまして、例えば交付税等につきましては、合併効果が年度別に示されておりまして、これについては、特例債等の交付税算入分が上乗せされているということですね。そうするとトータルとして合併効果というのは、年度ごとにどれくらいのものが出てくるのかということとは、どこかで分かるところがあるのでしょうか。

事務局

28頁の表。投資的経費の改善効果です。調整後の投資的経費の、合併しない場合と合併する場合の改善効果。これが投資的経費での効果としてここに一覧ででているところでございます。

吉村委員

そうしますと、10年間で474億円とか、15年間で514億円。一番下の右下の覧ですね。

事務局

そうです。10年間では474億4,000万円、15年間では514億円という数字です。

吉村委員

この差額を見ればいいということですね。

宮口委員長

その差額が474億4,000万円ということですね。

事務局

それから交付税に関しましては、27頁の下の方に合併効果の内訳ということで書いております。

宮口委員長

他にはいかがでしょうか。特にご異論がなければ、お認めいただきたいと思います。

ありがとうございました。それでは本日新しく出てまいりました議案につきましては、これでご承認をいただきました。

改めてこの新市建設計画でございますが、最初の章から議論してまいります際に、ほぼ皆さんのご意見を取り入れる形で修正してまいりましたが、未だ、最終決定ということには至っておりません。本日改めて全体をご確認いただきまして、できればこの新市建設計画をこの策定委員会での承認ということに運びたいわけですが、事務局から説明をいただきたいと思います。

事務局

それでは新市建設計画全体の構成について、簡単にご説明致します。

この新市建設計画（素案）をご覧ください。新市建設計画は、市町村合併に関する法律、いわゆる合併特例法でございますが、その第5条に、合併に際しては市町村建設計画を策定することとされておりまして、第4回の合併協議会においてご承認いただきました新市建設計画の策定方針にそって策定作業を進めてまいりました。

目次をご覧ください。新市建設計画は全体で7章により構成されております。

それでは1頁から3頁、第1章序論でございます。ここでは合併の必要性について、4つの項目について構成市町村の情勢を踏まえて整理致しております。また新市建設計画の策定方針について、計画の趣旨、計画の構成、計画の期間等の形で整理して記載しているところでございます。

続きまして4頁から25頁になりますが、第2章新市の概況でございます。この中で4頁から13頁までは、新市の位置、地勢、人口、世帯、土地利用、生活基盤、産業、文化遺産、財政等について、新市の概況について記載しているところでございます。14頁から25頁、ここでは富山地域の広域的な位置付け、また新市を取巻く社会潮流、各市町村の総合計画等を踏まえるとともに、新市のまちづくりにあたっての住民ニーズの把握を、住民アンケート調査によって調査致しまして、その結果をもとにまちづくりの課題等を整理しているところでございます。

26頁から28頁、第3章主要指標の見通しでございますが、これにつきましては、人口、世帯数、就業人口について推計しております。人口推計では、コーホート要因法によりまして、10年後の平成27年の人口推計を41万1,000人としております。

29頁から40頁、これにつきましては第4章新市の建設の基本方針でございますが、この中の29から31頁においては、住民アンケート調査結果等に基づく新市の主要課題を解決し、新市のまちづくりを進めるために絶えず念頭に置く基本理念を「共生する」、「交流する」、「創造する」としております。32頁では、この3つの基本理念を踏まえて、新市の将来像を『環境と創造の夢舞台～あふれる活力と豊かな自然を支え合う躍動のまち～』に設定しているところでございます。

次に33頁から36頁、ここでは新市の将来像を実現するために、6つの基本方針を掲げております。続きまして37から40頁、これにつきましては、土地利用の方向性についてです。40頁に具体的なイメージ図をつけておりますが、新市の骨格となる4つの軸、また土地利用の4つのゾーン、地域拠点として4つの拠点を設定し、それぞれ地域の特性にあった整備方針を図るとしてしております。

41頁から69頁には、新市の将来像を実現するために、第5章として新市の主要施策を掲げました。基本方針に沿って17の施策の柱と65の主要施策に体系化し、その主要施策にかかる154の主要事業を行うこととしております。

続きまして70から71頁です。これにつきましては、先ほど説明いたしました但、富山県事業の推進は、新市と県が連携を図りながら取り組む事業について記載しております。

72頁、第6章公共的施設の統合整備につきましては、先ほども説明いたしましたように、今後新市において具体的に検討がなされるものと考えておりますが、ここでは基本的な方向について記載しているところでです。

それから73頁から74頁、第7章財政計画につきましては、新市の財政運営について記載しております。先ほどの説明にもありましたように、新市において健全な財政運営を行うことを基本に、新市の主要施策に係る主要事業、それから合併調整方針に基づく行政サービス、合併に伴う経費の削減、並びに合併特例債等の国、県の財政支援措置等を反映したもので作成しております。計画期間は10年間としており、歳入、歳出それぞれ10年間で年度別に提示しております。

75から79頁につきましては、用語解説を載せております。

以上で、新市建設計画の全体の説明とさせていただきます。なお、この新市建設計画につきましては、合併特例法の規定によりまして、予め県知事と協議を行うこととされておりますので、本日、ご承認をいただきましたならば、県との事前協議に入らせていただきますので、よろしくお願い致します。

宮口委員長

ありがとうございました。

改めて第1章から振り返っていただきまして、何か問題点、ご意見がございましたら、伺います。事務局では、かなり精力的に矛盾の修正や文言を分かりやすく修正するとか、いろいろ努力を重ねられたと思います。いかがでしょうか。一括してご承認いただけますか。

各委員

はい。

宮口委員長

私も細部について少し関わらせていただきましたが、ご承認いただきましてホッとしております。どうもありがとうございました。

それでは、この市町村建設計画策定委員会において承認された新市建設計画は、これから県知事との協議という手順に入ることになっております。そんなに大幅な修正を求められることはないと思いますが、本質を損なわないような文言上の小さな修正につきましては、私、委員長と事務局が対応し、それを合併協議会に報告するという形で収めさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

万一、大幅な修正を議論しなければいけないような場合には、改めて策定委員会を開かせていただく可能性がゼロとは申しませんが、恐らくそこまでやらずに済むのではないかと考えております。そのあたりの判断も、委員長にお任せいただけますでしょうか。

各委員

はい。

宮口委員長

ありがとうございました。ご了解いただきましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは日程の4番目、その他について事務局から何かございますか。

事務局

それでは今後の新市建設計画についてのスケジュールについて、ご説明致します。

本日、第6回市町村建設計画策定委員会において、新市建設計画のご承認をいただきました。新市建設計画は、直ちに県との事前協議に入ります。事前協議における県からの回答等を踏まえまして、5月27日の第14回合併協議会に、委員会報告をいたしますとともに本日ご承認いただきました新市建設計画の案を提起致します。

その後、6月29日の第15回の合併協議会において、新市建設計画を協議し、承認いただきましたならば、国、県へ送付するというスケジュールを予定しておりますので、よろしくお願い致します。

宮口委員長

委員の方、何か最後にご発言がございましたら、お願い致します。

よろしいでしょうか。それではこれにて議事を終らせていただきますが、これで終わりになる可能性が高いと思いますので、最後に一言ご挨拶をさせていただきます。

この市町村建設計画策定委員会の委員長を仰せつかりましてから、力不足ではあったと思いますが、できるだけ事務局の案に対しまして多少の意見を述べさせていただきました、少しでも品格が上がるようにと、務めさせていただきました。世間では、合併協議が壊れたり色々な話を取り沙汰されております中で、この合併協議会におきましては、皆さん入

念に議論を重ねられまして、いい方向に進んでいるように理解しております。

この合併は、県都であります富山市、30万都市から、県境の過疎の山村までという大きな合併でございます。その中には、色々な性格を持った地域がございます。今日の新市建設計画の施設等の統合のところにも、住民との協働というようなことが表現されておりますが、これから財政が厳しくなる時代に、まさに色々な性格を持った地域が、地域で住民パワーというものを活かしていくことができなければ、これは本当にお金がいくらあっても、充実した地域生活というものが生まれてこないと思っております。

そのためには、地域自治組織のあり方ですとか、新富山市において、日本の見本となるような、そういう新しいオリジナルな、本当の意味での自治というものが生まれてくるような。必ずしも慌てなくてもいいと思います。そのあたりは、また改めて新市になってからも含めて、ゆっくりと検討していただければいいのではないかと思っております。

それから事務局も限られた時間で大変だったと思いますが、いろいろ働かれました労は多としたいと思います。委員各位のご指導、ご協力にお礼を申し上げまして、最後のご挨拶とさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

各委員

ご苦勞様でした。

事務局

どうもありがとうございました。本日は、当委員会としての、新市建設計画の原案をまとめさせていただきました。先ほど、今後のスケジュールの中で申し上げましたとおり、この新市建設計画の案につきましては、5月の合併協議会において、この委員会報告とあわせて提起をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

以上をもちまして、第6回富山地域合併協議会市町村建設計画策定委員会を終わります。どうもありがとうございました。